

犯罪被害者保護制度の歩み

—— 被害者参加制度を中心に ——

毛 利 晴 光

第1 はじめに

ここ20年余りの刑事手続法の動きを見ると、大きく分けて次の四つの点で法改正や新規立法が繰り返されてきたことが分かる。すなわち、一つ目は、審理の充実・促進である。公判前整理手続制度の導入のほか、国民の司法参加を目指した裁判員制度の導入もこの観点からのものとして位置付けられよう。二つ目は、刑事弁護の充実である。ここでは、被疑者国選弁護制度の導入が最たるものである。この関係については、法務研究第18号「被疑者弁護の充実の流れ—弁護人選任権の保障を中心に—」で論じた。三つ目は、本稿のテーマである犯罪被害者保護に関する各種制度の創設である。そして四つ目は、新たな捜査手法である。通信傍受法の制定や司法取引制度の導入などがこれに当たる。

犯罪被害者は、事件の一方当事者でありながら、長年にわたり、刑事手続において、主体的な関与どころか、いわば蚊帳の外のような扱いを受けてきた。被害届や告訴ということで捜査の端緒として関わりを持つものの、その後は、事件について、捜査段階では参考人として捜査官からの事情聴取の対象となり、公判段階に至っては証人として証言を求められることがあるに過ぎず、加えて、捜査の進捗状況や結果も刑事裁判の経過や結果も知らされず、事情聴取や証人尋問の場においても、ほかの関係者とはほぼ同様の扱いで、格別の配慮もされないでいた（証人尋問では、裁判所外の尋問（刑訴法158条1

項）・期日外の尋問（刑訴法281条）や被告人の退廷（刑訴法304条の2）・傍聴人の退廷（刑訴規則202条）により、一定の配慮がなかったわけではない。）。こうした状況に対し、犯罪被害者やその遺族らからその保護を訴える厳しい声が上がリ、平成12年5月にいわゆる犯罪被害者保護二法が制定され、平成19年6月には被害者参加制度や損害賠償命令制度の導入をはじめとする犯罪被害者等保護関連の改正法がなされるなど、犯罪被害者らの権利利益の保護を図る立法、諸制度の導入が次々と行われてきた。そして、今なおその動きは続いており、更なる保護の要請を受けて法改正の検討が行われている。

筆者は、裁判官として、長年、刑事裁判に関わる中で、刑事手続における犯罪被害者保護制度についても、その運用の一端を担ってきたほか、退官後しばらくして弁護士登録をし、神奈川県弁護士会の犯罪被害者支援委員会に所属し、犯罪被害者を支援する弁護士らの生の声に接することができた。また、大学及び法科大学院において刑事訴訟法の授業を担当することとなり、学生に教える立場として、あらためて犯罪被害者らの保護についてもいろいろと考える機会を得た。本稿は、こうした経験、体験を通して、裁判官の視点からのみならず、弁護士の視点からも踏まえ、犯罪被害者保護制度の歩みに焦点を当てて、一筆論じることとしたものである。

本稿では、まず、犯罪被害者保護制度の歩みとして、これに関する刑事手続法の動きを紹介しながら

ら、諸制度の内容を概観し、次いで、これら諸制度の運用の実情について、統計資料を踏まえるなどして言及し、さらに、被害者参加制度に焦点を当てて、議論が絶えない種々の問題等について、日頃感じていることを論じることとしたい。

第2 犯罪被害者保護制度の歩み

1 犯罪被害者保護二法

犯罪被害者保護制度の第1弾として挙げられるのが、いわゆる犯罪被害者保護二法の制定である。すなわち、「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」（平成12年法律第71号）（以下、「平成12年改正法」という。）と「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（平成12年法律第75号）（以下、「犯罪被害者保護法」という。）である。

平成12年改正法のうち刑法の改正の内容は、次のとおりである（施行日は、(1)と(2)が平成12年11月1日、(3)が同年6月8日である。）。

(1) 証人尋問の際の負担軽減措置の導入

専ら犯罪被害者が証人となる場合を想定して、その負担軽減を図るための措置として、①証人尋問の際の証人への付添い（刑訴法157条の2、現在は同条の4）、②証人尋問の際の証人への遮へいの措置（刑訴法157条の3、現在は同条の5）、③いわゆるビデオリンク方式による証人尋問（刑訴法157条の4、現在は同条の6）の各制度が導入された。①は、証人が著しい不安や緊張を覚えるおそれがあるときに、これを緩和するため、適当な者（親族や心理カウンセラーなど）を証人に付き添わせることができるとしたもので、裁判所が「証人の年齢、心身の状態その他の事情」を考慮し、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と判断した場合に認められる。②は、証人が被告人や傍聴人の面前で証言するに当たり圧迫を受けたり平穏を保てなかったりといったことがあることから、この精神的負担を緩和するため、証人と被告人や傍聴人との間を遮へ

いし、被告人とは一方から又は相互に、傍聴人とは相互に相手の状態を認識することができないようにしたもので、裁判所が、被告人の関係では「犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情」を、傍聴人との関係では「犯罪の性質、証人の年齢、名誉に対する影響その他の事情」を考慮し、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と判断した場合に認められる。③は、被告人と同一の公開の法廷で証言することによる精神的負担が著しく大きい場合に、証人を同一の構内の法廷以外の場所に在席させ、映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話する方法（ビデオリンク方式）により尋問することができるとしたものであり、具体的には、法廷外の証人と法廷を回線で結び、テレビモニターを介して証人尋問を行うこととなる。この場合の証人は限定されており、いわゆる性犯罪の被害者のほか、「犯罪の性質、証人の年齢、名誉に対する影響その他の事情により」法廷に在席して供述することにより「圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者」に限られる。そして、これも①②と同様、裁判所が検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と判断した場合に認められる。これに関連して、証人の同意がある場合には、ビデオテープ等の記録媒体にビデオリンク方式の証人尋問を記録し、調書の一部とすることができる。後の刑事手続で被害に遭った事実を繰り返して証言することによる負担軽減を図ったものである。なお、①ないし③の措置は併用して実施することもできる。例えば、ビデオリンク方式による証人尋問の際に、別室にいる証人に対し、付添人を付し、遮へい措置を講ずることも可能である。

(2) 心情に関する意見陳述制度（刑訴法292条の2）の導入

犯罪被害者やその遺族らが公判で「被害に関する心情その他の事件に関する意見」を陳述できることとしたものである。意見陳述の申出は、直接裁判所

にするのではなく、検察官にし、検察官は意見を付してこれを裁判所に通知することとされ、裁判所は、この申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴くまでもなく、原則としてこれを認め、陳述させる。陳述の内容である心情とは、被害を受けたことによって抱く感情であり、意見とは、被告事件に関する考えをいい、量刑についての意見も処罰感情として認められる。この意見陳述の際にも、証人尋問の際と同様、付添いや遮への措置、ビデオリンク方式を採ることができる（同条6項）。そして、その陳述については、「犯罪事実の認定のための証拠とすることができない」（同条9項）が、量刑上の資料の一つとすることができる。また、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を提出させることができ、その書面が提出された場合には、裁判長がその書面を朗読し又はその要旨を告げることができる（同条7・8項）。

この意見陳述の制度は、被害者が事件当事者として初めて刑事裁判に主体的に関与することができることになったものとして、その意義は非常に大きい。これにより、被害感情のある程度の緩和が図られることが期待できる。加えて、被告人に被害者らの心情や意見を認識させることにより、被告人の反省を深め、その改善更生に資すること、更には、刑事裁判が被害者らの心情や意見をも踏まえた上でなされていることがより明確になり、刑事司法に対する被害者らをはじめとする国民の信頼を一層確保することにも資することが期待される。

(3) 親告罪であるいわゆる性犯罪の告訴期間の撤廃（刑訴法235条1項）

いわゆる性犯罪については、犯罪による精神的衝撃や犯人との特別な関係等から短期間（犯人を知った日から6か月以内）で告訴するかどうかの意思決定することが困難な場合があることから、告訴期間の撤廃がなされた。

なお、平成12年改正法のうち検察審査会法の改正

は、審査申立権者を被害者だけでなくその遺族（被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）にも拡大したものである。

他方、犯罪被害者保護法の内容は、次のとおりである（施行日は、心情に関する意見陳述などと同じ平成12年11月1日である。）。

犯罪被害者保護法は、1条にあるとおり、犯罪被害者及びその遺族が「その被害に係る刑事事件の審理の状況及び内容について深い関心を有するとともに、これらの者の受けた身体的、財産的被害その他の被害の回復には困難を伴う場合があることにかんがみ、刑事手続に付随するものとして、被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、もってその保護を図ることを目的とする。」ものである。その具体的な措置として定められたのが、①公判手続の傍聴（同法2条）、②公判記録の閲覧及び謄写（同法3条）、③民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（同法4条、現在は13条）である。①は、裁判長が被害者から公判の傍聴の申出があるときは傍聴できるように配慮しなければならないと、傍聴に対する配慮義務を法定したものである。②及び③は、いずれも被害者の損害賠償請求権の行使に資するものとして認められたものである。②は、被害者に対し公判記録の閲覧及び謄写を「損害賠償請求権の行使のために必要があると認められる場合その他正当な理由のある場合」で、かつ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と判断されたときに限り、認めることとした。③は、刑事事件の審理中において、被告人と被害者との間で損害賠償等について示談が成立した場合に、申立てによってその内容が公判調書に記載されると、その記載が民事裁判上の和解と同様に、債務名義となり執行力を有するというものである。いわゆる刑事和解の制度である。これにより、仮に示談内容が履行されないことがあっても、被害者は新たに民事訴訟を提起せずに当該和解調書をもって強制執行ができるようになり、被害者

の負担軽減が期待される。

2 犯罪被害者等保護関連改正法

犯罪被害者保護制度の第2弾として挙げられるのが、犯罪被害者等保護関連改正法といわれる「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第95号）（以下、「平成19年改正法」という。）である。刑訴法の改正と犯罪被害者保護法の改正からなる。これは、平成16年12月成立の犯罪被害者等基本法を受けて平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画が定める刑事手続に関する施策について立法的な手当てをしたものである。

刑訴法の改正の内容は、次のとおりである（施行日は、(1)が平成19年12月1日、(2)が平成20年12月1日である。）。

(1) 被害者らの氏名等の情報を保護するための制度

一つは、公判手続における被害者特定事項の秘匿（刑訴法290条の2）である。公開の法廷で被害者の氏名等が明らかになる（傍聴人に知られる）ことにより、被害者らの名誉やプライバシーが害されることがないようにするため、裁判所は、いわゆる性犯罪に係る事件のほか一定の要件に該当する事件について、被害者から検察官を介して秘匿の申出を受けた場合、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の被害者を特定させる事項）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとした。この決定があったときは、起訴状の朗読及び証拠書類の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法で行うものとされ（291条2項、305条4項）、訴訟関係人のする尋問又は陳述が被害者特定事項にわたるときは、裁判長がこれを制限できるものとされた（295条3項）。なお、被害者特定事項を明示しない方法で起訴状の朗読を行う場合は、検察官は被告人に起訴状を示さなければならない（291条2項）。

もう一つは、証拠開示の際における被害者特定事項の秘匿（刑訴法299条の3）である。証拠開示の

際に、検察官が、弁護人に対し、被害者特定事項がみだりに他人に知られないようにすることを求めることができるものとされた。

(2) 被害者参加制度（刑訴法316条の33～39）の導入

犯罪被害者等が、自らが被害を受けた事件の当事者として、その被害に係る刑事事件の裁判の推移や結果に重大な関心を持つというのは、当然のことであって、裁判の推移や結果を見守るだけでなく、進んでこれに適切に関与したいという心情は、十分に尊重するに値する。犯罪被害者等基本法では、犯罪被害者等のための基本的施策の一つとして、「犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備」が求められた（同法18条）。これに基づき策定された犯罪被害者等基本計画でも、重点課題の一つとして、「刑事手続への関与拡充への取り組み」が取り上げられた。その後の立法化に向けての検討においては、犯罪被害者らの刑事裁判への関与をどこまで認めるかについて、我が国の刑事訴訟の基本的な構造、すなわち、検察官が訴因を設定して事実に関する主張・立証を行い、被告人・弁護人がこれに対する防御を行い、これら当事者の訴訟活動を踏まえて公正中立な裁判所が当該訴因に掲げられた事実が認められるかの判断を下すという当事者主義（正確には二当事者主義）との関係を中心として、種々議論が交わされ、その結果、犯罪被害者らに、裁判の当事者ではないが、一定の訴訟活動を自ら行うことができる被害者参加人という法的地位を与えることで決着した。これが被害者参加制度導入の経緯である。

被害者参加制度は、一定の犯罪（故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、いわゆる性犯罪、業務上過失致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪など）の被害者らが、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加し、検察官との間で密接なコミュ

ニケーションを保ちつつ、一定の要件の下で、①公判期日への出席（刑訴法316条の34）、②証人への尋問（同条の36）、③被告人への質問（同条の37）、④事実・法律の適用についての意見の陳述（同条の38）を行うことができ、併せて⑤検察官への意見の申述（同条の35）もできるとするものである（被害者参加人から委託を受けた弁護士である被害者参加弁護士も、①～⑥の訴訟活動ができる。この場合、被害者参加人は、あらかじめ、これらの訴訟活動を委託した旨を弁護士と連署した書面で裁判所に届け出る必要がある（刑訴規則217条の33）。）。本制度の概要は以下のとおりである。

まず、参加の申出は、検察官を介してなされ、裁判所は、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で被害者らの参加を許可する（316条の33第1項）。①は、被害者参加人が、傍聴席でなく、法廷の中（いわゆるバーの内側）に入っていることができるとしたものである。この場合、被害者らの心情に関する意見陳述の際と同様、付添いや遮へいの措置（ビデオリンク方式は除く。）を採ることができる（316条の39）。②は、被害者参加人が、情状に関する事項についての証人であって、その証人が既に述べた証言の証明力を争うために必要な事項について、自ら直接証人に対し尋問することができるとしたものである。尋問の申出は、検察官の反対尋問が終わった後直ちに、検察官を介してなされ、裁判所は、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事項その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、尋問を許可する。ここで尋問できる情状とは、いわゆる一般情状をいい、犯情は含まない。③は、被害者参加人が、心情に関する意見陳述や④の意見陳述をするために必要があると認められる場合、被告人に対し、自ら直接質問することができるとしたものである。その手続は、②の場合とほぼ同様である。④は、被害者参加人が、審理の対象となった訴因事実の範囲内

で、事実及び法律の適用に関する意見を自ら陳述することができるとしたものである。意見陳述の申出は、検察官を介してなされ、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官の意見陳述（論告求刑）の後に意見陳述することを許可する（②及び③の場合と異なり、裁判所は、許否の判断に際して被告人又は弁護人の意見を聴く必要はない。）。心情に関する意見陳述との違いは、被害者参加弁護士もできること、犯罪事実と法律の適用の双方について意見陳述ができる（量刑についての意見も陳述できる。）こと、あくまでも意見に過ぎず、証拠や量刑資料とはならない（同条4項）ことなどである。その実態をとらえて、被害者の論告とか被害者による弁論としての意見陳述とかいわれることもある。⑤は、被害者参加人が、当該被告人の検察官の権限行使（被害者参加人ができる訴訟活動に係る証人尋問、被告人質問、論告求刑に限らず、訴因変更請求、証拠調べ請求、上訴等も含む。）に関し、検察官に意見を述べるができるとしたもので、検察官は、必要に応じ、その意見に対し説明をしなければならない。被害者参加制度が適正かつ円滑に運用されるためには、被害者参加人と検察官との間の密接なコミュニケーションが不可欠であることから、これを担保するものとして、両者の関係性を規定したといえよう。

他方、犯罪被害者保護法の改正の内容は、次のとおりである（施行日は、(1)が平成19年12月1日、(2)が平成20年12月1日である。）。

(1) 公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大（同法3条、4条）

一つは、被害者らによる公判記録の閲覧及び謄写の要件緩和（3条）である。被害者らが事件の内容を知りたいと思うのは当然のことであることから、従前の要件を改め、原則的に閲覧・謄写を認めることとした。もう一つは、同種余罪の被害者らに対しても、従前の要件の下で公判記録の閲覧・謄写を認めることとした（4条）。

(2) 損害賠償命令制度（同法17条～37条、現在は23条～43条）の導入

被害者の損害賠償請求権行使の負担軽減を図るため、被害者が、損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用し、簡易迅速に損害を回復することができる制度として創設された。一定の犯罪（被害者参加の対象犯罪と類似しているが、過失相殺が問題となり得る過失犯が除かれている。）に係る刑事被告人の被害者らが、当該事件の係属する裁判所に対し、損害賠償命令（訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償請求について、その賠償を被告人に命ずること）の申立てをすることができるものとされた（同法17条、現在は23条）。申立手数料は、一律2000円である（36条、現在は42条）。本申立てに係る審理及び裁判は、刑事被告人を審理した裁判所がそのまま担当するが、最初の審理期日は有罪の判決があった直後であり（同法24条1項、現在は30条1項）、その期日において、刑事被告人の訴訟記録のうち必要でないと認めるものを除きその取調べをする（同条4項）。原則として4回以内の審理期日で審理を終結しなければならない（同条3項）。裁判は決定によるものとし（同法26条1項、現在は32条1項）、仮執行宣言を付することもできる（同条2項）。この裁判に異議の申立てがあると、仮執行宣言部分を除き、裁判の効力は失われ（同法27条4項、現在は33条4項）、民事訴訟手続に移行となる（損害賠償命令の申立て時に訴えの提起があったと擬制され、民事裁判所に訴訟記録が送付される。）（同法28条、29条、現在は34条、35条）。4回以内の審理期日で終結することが困難な場合や当事者から移行の申立てがある場合などにも、損害賠償命令事件は終了となり、民事訴訟手続に移行される（同法32条、現在は38条）。

ちなみに、損害賠償命令制度の導入に伴い、本改正により、犯罪被害者保護法の名称が、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」と改められるとともに、目

的を定める1条も、「…その被害の回復に資するための措置を定め、」の次に、「並びにこれらの者による損害賠償請求に係る紛争を簡易かつ迅速に解決することに資するための裁判手続の特例を定め、」が付加され、「もってその保護を図る」が「もってその権利利益の保護を図る」と改められた。

平成19年改正法により導入された被害者参加制度に関しては、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」（平成20年法律第19号）（以下、「平成20年改正法」という。）及び同じ名称の法律（平成25年法律第33号）（以下、「平成25年改正法」という。）により、更に制度の充実が図られた。

平成20年改正法は、資力の乏しい被害者参加人も弁護士への援助を受けることができるようにするため、被害者参加人のための国選弁護制度を導入したものである（施行日は、被害者参加制度と同じ平成20年12月1日であり、平成19年改正法とセットで位置づけされるものと考えてよい。）。

犯罪被害者保護法の改正の内容は、次のとおりである。

被害者参加人のための国選弁護制度として、①被害者参加弁護士の選定の請求（同法5条、現在は11条）、②被害者参加弁護士の候補の指名及び通知（同法6条、現在は12条）、③被害者参加弁護士の選定等（同法7条等、現在は13条等）、④虚偽の申告書の提出に対する制裁等（同法10、11条、現在は16、17条）の規定が整備された。①は、刑訴法316条の34から38までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人が、一定の要件を満たす場合、裁判所に対し被害者参加弁護士を選定するよう請求できるとした。その要件とは、被害者参加人の資力から療養費等の額を控除した額が基準額に満たないものであることである（この基準額は、標準的な3か月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士の報酬及び費用を賄うに足りる額として政

令で定められることとなっており、平成20年政令第278号により150万円と定められた。）。選定の請求は、日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）を経由してしなければならない、その際には、資力及びその内訳等を内容とする書面を提出する必要がある。②は、法テラスは、被害者参加弁護士の選定請求があったときは、被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知しなければならないというもので、③は、裁判所は、被害者参加弁護士の選定請求があったときは、被害者参加弁護士を選定すること、選定の効力は、当該審級のみに限られることなどを定める。④は、裁判所の判断を誤らせる目的で虚偽の申告書を提出した場合、制裁（10万円以下の過料）や被害者参加弁護士に支給する報酬等の徴収を定める。

総合法律支援法の改正の内容は、次のとおりである。法テラスが行う業務に国選被害者参加弁護士の選定等に関する業務を追加した（同法30条）ほか、法テラスは、被害者参加弁護士の候補を指名するときは、法テラスとの間で国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約している弁護士（被害者参加弁護士契約弁護士）の中から指名しなければならないこと（同法38条の2第1項）、被害者参加弁護士契約弁護士が被害者参加弁護士に選定されたときは、その契約に定めるところにより、当該弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせること（同条第2項）、裁判所が法テラスから通知を受けた被害者参加弁護士を選定した場合の当該弁護士に対し支給する報酬等は、当該弁護士が法テラスとの間で締結している契約が定めるところによること（同法39条の3）などを定める。

次に、平成25年改正法は、被害者参加制度を利用して公判期日等に出席する被害者参加人の経済的負担を軽減するため、被害者参加旅費等の国費支給制度を導入するなどしたものである（施行日は平成25年12月1日）。

犯罪被害者保護法の改正の内容は、①被害者参加

旅費等の国費支給制度の導入（同法4条～10条）と②国選被害者参加弁護士の選定請求に係る資力要件の緩和（同法11条）である。①は、公判期日等に出席した被害者参加人が、裁判所を経由して請求書及び資料を法テラスに提出して被害者参加旅費等の支給を請求すると、法テラスからその支払を受けられるというものである。被害者参加旅費等とは、旅費、日当及び宿泊料をいい、その額については政令で定めることとされている。②は、基準額の算定の基礎となる必要生計費を勘案すべき期間を3か月間から6か月間に伸ばすなどした（併せて、政令で定める基準額が、政令の改正により200万円とされた。）。総合法律支援法の改正は、法テラスの業務に被害者参加旅費等支給業務を追加した（同法30条）ものである。

なお、逐条解説として、平成19年改正法に関しては、白木功ほか「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の解説」（「平成19年・平成20年の犯罪被害者等保護関連改正法及び改正規則の解説」1頁～251頁）（以下、「平成19年改正法解説」という。）が、平成20年改正法に関しては、白木功ほか「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律の解説」（同253頁～314頁）が、平成25年改正法に関しては、中村功一ほか「『犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律』及び『犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第5条第1項の資産及び基準額を定める政令の一部を改正する政令』の解説」（法曹時報66巻2号265頁～）がある。

3 その他

1及び2において犯罪被害者保護制度の歩みとして主要なものを概観してきたが、そのほかにもいくつかの動きがあるので、ここでまとめて補足する。

まず、証人保護のための制度として、(1)証人等への加害行為を防止するための措置として、平成11年法律第138号により新設された、刑訴法295条2項（証人等の住所等が特定されることになる事項についての尋問の制限）及び同法299条の2（証人請求や証拠開示の際に同様な事項が関係者に流出しないよう相手方に配慮を求めることができる。）、(2)いずれも平成28年法律第54号により新設されたもので、①同一構内以外の場所でのビデオリンク方式による証人尋問の拡充（同法157条の6第2項）、②証人等への加害行為又は畏怖困惑させる行為を防止するための証人等の氏名及び住所の開示に係る措置の導入（同法299条の4～7）、③②と同趣旨のための公開の法廷における証人等特定事項の秘匿措置の導入（同法290条の3）がある（ちなみに(2)の①の施行日は平成30年6月1日、②及び③の施行日は平成28年12月1日）。

次に、公訴時効期間に関するものである。(1)平成16年法律第156号により、被害者やその遺族らの処罰感情の希薄化の変化を考慮して、法定刑の重い罪の公訴時効期間を延長し（死刑に当たる罪は15年から25年に、無期懲役・禁錮に当たる罪は10年から15年に、長期15年以上の懲役・禁錮に当たる罪は7年から10年に）（刑訴法250条）、(2)平成22年法律第26号により、(1)と同様な趣旨から、人を死亡させた罪の公訴時効期間を見直した（死刑に当たるものは公訴時効の対象から外し、無期懲役・禁錮に当たるものは30年に、長期20年の懲役・禁錮に当たるものは20年に、それ以外の禁錮以上に当たるものは10年に延長）（同法250条1項）。

また、平成29年法律第72号により、刑法の改正で強姦（強制的性交等）罪等の非親告罪化がなされたため、親告罪の告訴期間を定める刑訴法235条が改正された（除外規定の削除）。

ちなみに、新しい法改正の動きについても、ここで紹介しておく。公開の法廷における被害者特定事項の秘匿の制度（刑訴法290条の2）とは別に、刑

事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するため、(1)起訴状における個人特定事項の秘匿措置として、①起訴状の抄本の送達等、②被告人又は弁護人に対する個人特定事項の通知、③弁護人による訴訟に関する書類又は証拠物の閲覧及び謄写の制限、④起訴状の朗読方法の特例を、(2)逮捕手続等における個人特定事項の秘匿措置として、①逮捕手続の特例、②勾留手続の特例を、(3)証拠開示等における個人特定事項の秘匿措置として、①証拠開示等の際の被害者特定事項の秘匿の要請、②証人等の氏名及び住居の開示に係る措置を、(4)裁判書等における個人特定事項の秘匿措置をそれぞれ定めようというものである。これは、現行法の下では、逮捕状や勾留状ではその被疑事実中に、起訴状ではその公訴事実中に、判決書ではその罪となるべき事実中に被害者の氏名等がそれぞれ記載されるところ、逮捕状・勾留状の呈示の際に、あるいは、起訴状・判決書の謄本送達の際に、被疑者・被告人に被害者の氏名等が知られることとなり、これにより、被疑者・被告人との関係で、性犯罪等の被害者等において、その名誉等の侵害のおそれのみならず、被疑者・被告人からの報復や更なる被害といった加害行為等のおそれが生じかねず、これらを未然に防止することを目的としたものである。令和3年5月に法務大臣から法制審議会に諮問第115号として必要な法整備について諮問があり、担当部会でその検討を行い、改正要綱（骨子）案がとりまとめられ、さらに、法制審議会での審議を経て、同案のとおり法の整備を相当とする結論が出され、同年9月16日に法務大臣に対し上記の内容の答申がなされたところである。いずれ刑訴法の改正案が出来上がり、国会の審議を経て改正となることが見込まれる。

第3 犯罪被害者保護制度の運用の実情

1 犯罪被害者保護制度の実施状況

第2で概観してきた犯罪被害者保護制度について、その運用の実情を示すものとして、まず、統計

資料を基にして、各制度の実施状況を見ることとする。

表1は、毎年最高裁で公表している「犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況（高・地・簡裁総数）」の表を編集した（付添い・遮へい・ビデオリンク方式が採られた証人・被害者の数を、それが採られる場面を考えて、証人尋問と心情に関する意見陳述に分けて明示したほか、平成16年から令和2年までにわたって経年比較できるようにした。）ものである。これによると、利用数の多いのが、被害者特定事項の秘匿、心情に関する意見陳述、証人尋問の際の遮へい措置、そして被害者による公判記録の閲覧・謄写である。そこで、これらを中心にその内容をみると、まず、被害者特定事項の秘匿については、最初の年である平成20年こそ約2500人であったが、その後は、平成29年を除いて、4000人前後で推移している。しかも、秘匿の決定をしなかったり、あるいは取消しをしたりした数は非常に少なく、ほとんどの者が申出どおり秘匿の決定を受けていることがうかがわれる。次に、心情に関する意見陳述については、平成18年から900人強から1200人の間で推移している。意見陳述に代えて書面を提出させたものは、平成16年は180人、平成17年から平成20年までは243人、253人、270人、339人とやや少なかったが、その後は、約500人から600人強で推移している。両者を合わせると、被害者特定事項の秘匿決定をした者の約半数の割合に当たる者がこの意見陳述をしていることが分かる。心情に関する意見陳述をした際に遮へい措置が採られた数も相当数あり、意見陳述をした者の1ないし2割を占めている。また、証人尋問の際の遮へい措置については、1000人強から1800人弱で推移している。ビデオリンク方式が200人から300人強、付添い措置が70人から140人強で推移しているの比べると、遮へい措置の利用が顕著に多いことが分かる（しかも、ビデオリンク方式の場合のほとんどは遮へい措置も併用している。）。筆者の経験でも、被害者特定事項の秘

匿、心情に関する意見陳述、証人尋問の際の遮へい措置の三つが非常に多かった印象を持っている。これらと対照的に少ないのは、刑事和解である。平成18年こそ73人いたが、その後は、概ね減少傾向で、ここ8年ほどは30人を下回っている。後に述べる損害賠償命令の利用件数と比べても、かなり少ないことが分かる。筆者の経験でも、刑事和解が話題になった事件はあったが、和解までに至ったものはゼロであった。

表2は、被害者参加制度の実施状況を示しており、司法統計年報（刑事事件編）第43表「通常第一審事件のうち被害者参加の申出があった事件—被害者等の人員数—地方裁判所管内全地方裁判所・全簡易裁判所別」を編集した（平成21年から令和元年までの経年比較ができるように、各年度の総数のみを抜粋した。）ものである。被害者参加を許可された被害者らは、最初の年である平成21年は560人にとどまるものの、その後は年々増加傾向にあり、平成24年には1000人、平成28年には1400人となり、平成30年、令和元年は1500人弱となっている。先ほどのデータと照らし合わせると、被害者特定事項の秘匿の場合ほど多くはないが、心情に関する意見陳述（書面提出を含む。）の場合とほぼ同程度の利用数といえる。内訳を見てみよう。まず、「被害者参加の申出のあった終局人員」が「参加を申し出た被害者等」よりもかなり少ないのは、一人の被告人に対し複数の被害者参加申出者がいることを意味する。これは、複数の事件が係属している場合や一つの事件で複数の被害者がいる場合のほか、被害者一人に複数の申出者がいる場合も考えられよう。「参加を申し出た被害者等」のうち「参加を許可された被害者等」がほぼ同数であり、参加の申出があればほとんど許可されていることがうかがわれる。次に、「参加を許可された被害者等」のうち「弁護士委託の届出があった被害者等」の占める割合は、平成21年から平成25年までは7割弱であったが、その後は8割弱で推移している。さらに、そのうち「国選弁護士

表1 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況（高・地・簡裁総数）

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
証人尋問	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	87	68	77	70
	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,074	1,103	1,233	1,222
	ビデオリンク方式（構内）による証人尋問が行われた証人の数	217	210	234	224
	うち 遮へいの措置が採られた証人の数				
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数				
	ビデオリンク方式（構外）による証人尋問が行われた証人の数				
	うち 遮へいの措置が採られた証人の数				
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数				
情報保護	ビデオリンク方式の記録媒体がその一部とされた調書が取り調べられた数				
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数				
	刑事訴訟法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数				
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数				
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数				
	刑事訴訟法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数				
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数				
	裁定請求				
意見陳述	刑事訴訟法第299条の5第1項の取消決定をした証人等の数				
	うち 刑事訴訟法第299条の5第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数				
	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	735	774	917	1,010
	うち 意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	7	8	13	21
	うち 意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	42	34	36	60
	うち 意見陳述の際にビデオリンク方式（構内）が採られた被害者等の数				
	うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数				
	うち 意見陳述の際にビデオリンク方式（構外）が採られた被害者等の数				
	うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数				
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	180	243	253	270
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数				
被害者等閲覧謄写	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	705	855	903	846
	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった数	9	6	17	17
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数				
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった数				
弁護人等閲覧謄写	刑事訴訟法第299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数				
	刑事訴訟法第299条の6第2項の閲覧謄写の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数				
	うち 閲覧謄写の禁止の対象となった証人等の数				
和解	刑事訴訟法第299条の6第3項の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象となった証人等の数				
	犯罪被害者保護法第19条（平成25年改正前は第13条）第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	43	39	73	38
和解	犯罪被害者保護法第19条（平成25年改正前は第13条）第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした数				

注) 1 延べ数であり、概数である。平成16～19年の空欄部分は統計データ不明を意味する。

2 「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク（構内）」、「被害者秘匿」、「意見陳述」、「被害者等閲覧謄写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している（このため平成29年の数値はほかの年度と異なり減少している。）。「証人等秘匿」、「裁定請求」及び「弁護人等閲覧謄写」の数値も、当該事件の終局日を基準に計上している。

[illegible]

表2 被害者参加制度の実施状況（地簡裁総数）

	被害者参加の申出のあった局員	被害者参加の申し出た等	被害者参加を許可された等	被害者参加を許可された等	被害者参加を許可された等	証人尋問をした等	被告人質問をした等	被告人質問をした等	意見陳述をした被害者等	意見陳述をした被害者等	意見陳述をした被害者等	意見陳述をした被害者等	意見陳述をした被害者等
令和元年	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318		
平成30年	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	362		
平成29年	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276		
平成28年	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258		
平成27年	915	1,391	1,377	1,081	533	269	604	686	938	87	249		
平成26年	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195		
平成25年	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147		
平成24年	660	1,022	1,000	675	324	193	474	479	638	38	95		
平成23年	586	914	902	632	275	176	459	454	591	30	104		
平成22年	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115		
平成21年	403	571	560	367	131	130	344	288	359	24	50		

本表は、司法統計年報（刑事事件編）第43表「通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員一被害者等の人員別—地方裁判所管内全地方裁判所・全簡易裁判所別」を編集した。

注）被害者等の数値は、延べ人員である。

への委託がされた被害者等」は、平成21年を除くと約半数で推移している。弁護士を委託しないで自分だけで参加する被害者らも一定数いること、国選弁護士制度の利用が5割を占めていることなどが指摘できよう。また、被害者参加人の活動状況をみると、「参加を許可された被害者等」のうち「証人尋問をした被害者等」は、はじめの2年を除くと、14%から21%で、「被告人質問をした被害者等」は、はじめの2年を除くと、41%から53%で、「刑法316条の38の意見陳述をした被害者等」は50%前後で、「刑法292条の2の意見陳述をした被害者等」は62%から72%で、それぞれ推移している。被害者参加人ができる訴訟活動のうち、被告人質問と事実及び法律の適用についての意見陳述については、5割の利用がされているのに対し、証人尋問はその半分にも満たないこと、心情に関する意見陳述も併せ

て行う被害者参加人が相当数いることなどが指摘できよう。さらに、被害者参加人の保護措置を見てみると、「参加を許可された被害者等」のうち「付添いの措置が採られた被害者等」は、平成21年から平成25年までは3～5%、その後は6～10%で推移しており、「遮へいの措置が採られた被害者等」は、平成21年から平成25年までは9～14%、その後は16～24%で推移している。心情に関する意見陳述の際に取られた保護措置とほぼ似通った割合であることが分かる。なお、被害者参加制度の実施状況を罪名別で分かるものとして、表3がある。これは、司法統計年報（刑事事件編・平成元年）第44表「通常第一審事件のうち被害者参加の申出があった事件の終局人員一罪名別被害者等の人員別—全（地方・簡易）裁判所」を編集した（罪名をいくつかグループ化した。）ものである。これによると、「参加を許可

表3 被害者参加制度の実施状況（罪名別）

罪 名	被害者参加の申出のあった人員	被害者参加を申し出た等	被害者参加を許可された等	被害者参加を許可された等	被害者参加を許可された等	被害者参加を許可された等	被害者参加を許可された等	被害者参加を許可された等	被害者参加を許可された等	被害者参加を許可された等	被害者参加を許可された等
総 数	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
刑 法 犯 総 数	589	839	828	716	511	114	327	458	631	100	311
強 制 わ い せ つ	116	162	160	133	111	22	55	82	116	32	78
強 制 わ い せ つ 致 死 傷	22	24	24	21	21	7	12	15	23	5	16
監 護 者 わ い せ つ	4	4	4	4	4	—	2	3	3	—	1
強 姦・強 制 性 交 等	79	112	112	105	101	13	37	64	92	20	71
強 姦・強 制 性 交 等 致 死 傷	21	27	27	25	24	5	16	17	23	9	19
監 護 者 性 交 等	16	18	18	15	15	2	10	8	10	4	12
集 団 強 姦	5	5	5	5	5	3	5	5	5	—	4
殺 人	85	141	140	121	79	11	51	76	106	15	39
傷 害	112	122	120	105	64	21	52	57	91	5	31
傷 害 致 死	31	54	49	44	24	9	31	38	42	2	10
業 務 上 過 失 致 死 傷	21	58	58	35	7	7	21	26	42	—	—
重 過 失 致 死 傷	2	2	2	1	—	1	1	1	1	—	—
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	1	2	2	2	—	—	—	—	1	—	—
逮 捕 監 禁・同 致 死 傷	6	8	8	8	7	2	4	6	8	—	3
略 取 誘 拐 等	12	21	21	21	13	2	7	16	14	—	5
強 盗 致 傷	19	26	26	23	16	2	5	7	11	3	7
強 盗 致 死（強 盗 殺 人）	10	20	20	20	7	4	12	13	14	1	7
強 盗 強 制 性 交 等	10	12	12	11	10	2	3	10	11	4	6
暴 力 行 為 等 処 罰 ニ 関 ス ル 法 律 違 反	2	2	2	2	2	—	2	2	2	—	1
そ の 他 の 刑 法 犯	15	19	18	15	11	1	5	12	16	—	1
特 別 法 犯 総 数	409	643	638	441	91	90	296	265	428	6	7
道 路 交 通 法 違 反	29	43	43	35	8	6	28	31	31	—	2
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法 違 反 1)	376	594	591	404	83	84	266	232	394	6	5
そ の 他 の 特 別 法 犯	4	6	4	2	—	—	2	2	3	—	—

本表は、司法統計年報（刑事事件編・平成元年）第44表「通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員一罪名別被害者等の人員別一全（地方・簡易）裁判所」を編集した。

注) 1 被害者等の数値は、延べ人員である。

2 1) は、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」違反の略

3 被害者参加制度の対象罪名とは異なる罪名で計上される場合がある。

された被害者等」では、自動車運転死傷処罰法違反（危険運転致死傷、過失運転致死傷など）が600人弱と一番多く、次いで、いわゆる性犯罪がまとめて350人、そして、殺人が140人、傷害が120人という順である。この傾向は例年ほとんど変わらない（自動車運転死傷処罰法が制定される前は、自動車運転過失致死傷がこれに相当する。）。ちなみに、この関係で経年変化が分かる資料としては、弁護士白書2020年版資料2-2-5-4がある。また、法テラス白書平成元年版では、法テラスが扱っている被害者国選弁護関連業務及び被害者参加旅費等支給業務の実施状況が紹介されており、資料5-20によると、被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、ここ5年間増加傾向にあり、令和元年4月1日現在では全国で5440名であること、資料5-25によると、令和元年度の被害者参加旅費等の支給実績は、送金件数が2819件、送金総額が1928万円余であることが分かる。

表4は、刑事損害賠償命令制度の実施状況を示しており、司法統計年報（刑事事件編）第85表「刑事損害賠償命令既済事件数—罪名別請求金額区分及び終局区分—全地方裁判所」を編集した（平成21年から令和元年までの経年比較ができるように、各年度の総数のみを抜粋した。）。ものである。「終局総件数」をみると、平成25年からは概ね300件前後で推移している。そのうち認容決定で終局しているのが、半数近くある（ちなみに、「請求金額の区分」をみると、500万円までのものが多いが、5000万円を超えるものも30～50件ほどある。）。先に見た刑事和解よりは利用数が15倍ほど多いが、平成19年改正法により同時に導入された被害者参加制度をはじめ、ほかの犯罪被害者保護制度の実施状況と比べると、必ずしも多くない印象を受ける（筆者の経験でも、損害賠償命令申立事件を扱ったのは、5、6件程度である。）。損害賠償命令制度は、刑事裁判の成果を利用するものとして大きな意義があるものの、

表4 刑事損害賠償命令制度の実施状況（地裁総数）

	終局総件数	請求金額の区分					終局区分									
		500万円まで	1000万円まで	5000万円まで	1億円まで	1億円を超える	決定					和解	放棄	認諾	取下	その他
							認容	棄却	却下	終了	その他					
令和元年	317	171	60	47	34	5	144	—	7	38	—	74	—	19	35	—
平成30年	309	185	51	51	14	8	141	—	6	41	—	74	—	13	33	1
平成29年	295	163	63	38	22	9	142	1	1	36	—	85	—	9	20	1
平成28年	306	169	54	52	22	9	99	—	7	43	—	107	—	11	39	—
平成27年	307	171	46	46	28	16	127	2	1	42	—	77	—	15	40	3
平成26年	264	124	52	49	25	14	118	—	2	42	2	57	—	14	29	1
平成25年	312	137	60	41	43	11	151	2	6	41	—	62	—	11	37	2
平成24年	246	120	36	45	35	10	130	—	4	30	—	43	—	13	25	1
平成23年	237	103	45	40	36	13	130	2	7	30	1	37	—	5	24	1
平成22年	239	109	40	41	26	23	125	—	1	30		47	—	10	24	2
平成21年	162	89	18	34	18	3	71	—	1	21	1	30	—	7	30	—

本表は、司法統計年報第85表「刑事損害賠償命令既済事件数—罪名別請求金額区分及び終局区分—全地方裁判所」を編集した。

注) 1 「終了」は、犯罪被害者保護法38条（平成25年改正前は32条）1項、2項に当たる場合（その多くは1項の場合）をいう。

2 本表の数値は、件数である。

損害額について争われるなどして、4回以内の期日で終了する見込みがないと、事件を終了して民事訴訟手続に移行することになり、また、認容の決定が出ても、これに異議を申し立てられると、同じく民事訴訟手続に移行となってしまうこと、認容決定が確定して債務名義の取得に至ったとしても、債務者に見るべき財産がないと、結局は損害の回復にはならないことなどが影響しているのではないかと思われる。

2 犯罪被害者保護制度の運用—実務の動き

(1) 検察庁

犯罪被害者は、従前、事件の当事者でありながら、刑事手続において蚊帳の外のような扱いを受け、捜査の進捗状況や結果も刑事裁判の経過や結果も知らされないでいたことは、冒頭で述べたとおりであるが、被害者らからの情報提供に関する要望を受け、検察庁において、平成11年4月に、①事件の処理の結果（公判請求、略式請求、不起訴等）、②公判期日（係属裁判所、公判日時）、③刑事裁判の結果（主文、裁判年月日、裁判の確定・上訴）、④これらの事項に準じる事項（公訴事実の要旨、不起訴の理由の骨子、勾留・保釈等の身柄の状況）を被害者らに通知する制度が施行され、その後、平成13年3月には、受刑者の出所情報（自由刑執行終了予定時期、仮釈放又は自由刑執行終了による釈放の事実など）に関する通知制度が、同年10月には、受刑者の釈放予定（釈放予定時期や帰住先）に関する通知制度が導入された（これらは、まとめて「被害者等通知制度実施要領」に定められている。）。いずれも、被害者らから通知の希望や照会があった場合に通知がなされる。ただ、①から③の事項については、検察官が被害者らの事情聴取を行ったとき、通知の希望の有無を確認することになっている。

検察官は、捜査・公判を通じて、犯罪被害者らとの接点が多いところ、犯罪被害者保護制度の導入により、従来よりも一層その機会が増してきており、犯罪被害者らの権利利益を尊重し、犯罪被害者らに

対し配慮のある対応をすることが求められる。とりわけ、被害者参加制度は、検察官と被害者参加人との密接なコミュニケーションを前提とするものであり、その要請はより強いといえる。こうした背景を受け、検察庁における対応・取組みを示すものとして、平成26年10月21日付けの「犯罪被害者等の権利利益の尊重について」と題する最高検次長検事の依命通達（以下、「最高検平成26年通達」という。）がある。この通達の趣旨等については、同日付けの最高検総務部長・公判部長通知（以下、「最高検部長通知」という。）に詳しく説明されている。同通知によると、まず、本通達発出までの経緯等については、「検察官は、犯罪被害者等基本法に掲げられた基本理念を十分理解した上で、捜査・公判の遂行過程において、犯罪被害者等に適切に対応し、法と証拠に照らして相当と認められる範囲で犯罪被害者等の要望にも十分配慮した事件処理や公判活動を行う必要がある。」ところ、法務省において、平成19年改正法の見直しの要否について検討を行うため、平成25年1月から平成26年7月にかけて12回にわたり開催された意見交換会（以下、「平成19年改正法意見交換会」という。）等で示された、検察官の対応に関する意見や指摘を受け、「検察の理念」（平成23年9月策定）に示された犯罪被害者等に関する基本姿勢（「犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。」）を真摯に実践すべく、「被害者参加制度の趣旨の再認識を図るとともに、被害者参加制度の対象事件であるか否かを問わず、広く犯罪被害者等が適切かつ効果的に刑事手続等に関与することができるようにするため、犯罪被害者等に対してなお一層の配慮がなされるよう」、従前の通達（平成20年3月24日付け依命通達など）の内容を整理し、その対応の在り方を示すこととしたとされている。また、本通達では、①事件の捜査・処理に当たっての対応、②被害者等のための制度等に関する情報提供等、③公判における検察官の主張・立証の内容に関する説明等、④公判において主張・立証

する事項に関する要望に対する配慮、⑤公判前整理手続等の結果に関する説明、⑥刑事裁判の公判期日等の指定に関する要望に対する配慮、⑦被害者参加人等の行う訴訟行為に関する助言等、⑧判決を踏まえての対応、⑨事件の処理、公判における主張・立証又は上訴に関する判断についての不服申立への対応、⑩上訴審における対応について、それぞれ指示がなされているところ、①は、捜査段階における被害者等とのコミュニケーションの在り方を示すもので、被害者等からの事情聴取では、その心情等に十分配慮した対応をすること、事件処理では、被害者等の要望に十分配慮するとともに、事件処理に関する説明を尽くすことなどが求められ、②は、被害者等の権利利益を保護するための制度や検察庁における運用上の取組み（被害者等通知制度など）を有効に利用できるよう、適時適切な情報提供をすることが求められ、③及び④は、公判における主張・立証に関わる事項についての被害者等とのコミュニケーションの在り方を示すもので、被害者等からの要望に応じ、公判における検察官の主張・立証の内容を分かりやすく説明し、場合によっては、起訴状記載の公訴事実等や冒頭陳述の内容を記載した書面を交付すること、検察官請求証拠の開示についても、原則その閲覧を認めるなどすること、適正迅速な公判の進行を旨としつつ、法と証拠に照らして相当と認められる範囲で、被害者等の要望にも十分配慮した主張・立証に努めることなどが求められ、⑤は、被害者等の要望に応じ、公判前整理手続等の経過及び結果について必要な説明をすることが求められ、⑥は、刑事裁判の公判期日等の指定に関する被害者等の要望に対する対応の在り方を示すもので、被害者等が公判傍聴を希望する場合は、できるだけその機会が得られるよう、また、被害者参加事件では、被害者参加人等の公判出席が確実にできるよう、公判期日等の指定に当たっては、あらかじめ連絡を取り合って希望や都合を把握し、これを裁判所に伝えることが求められ、⑦は、被害者参加人等が公判に

おいて行う訴訟行為に関し、相談、助言その他の助力を求められた場合の対応の在り方を示すもので、被害者参加人等との間で密接なコミュニケーションを保ち、被害者参加人等が被害者参加制度の趣旨をよく理解した上で訴訟行為を適正に行えるよう導くことが求められ、⑧は、判決があった場合、被害者等の要望に応じ、判決内容及び上訴に関する事項を説明するとともに、上訴の要否を検討する際には、必要に応じ被害者等から意見聴取を行うことなどが求められている。かなり被害者らに歩み寄った内容であることがうかがわれる。

なお、比較的最近の検察官の論稿として、大谷見大「犯罪被害者と刑事手続—検察の立場から」刑事手続の新展開上巻101頁がある。

(2) 日弁連・弁護士会

日弁連は、平成11年11月に犯罪被害者支援委員会を発足させるなど、被害者の救済と支援に関しては積極的な動きを示していたが、刑事弁護への影響を重視して、被害者らの刑事手続への参加・関与については消極的な立場を採り、平成19年5月には、「被害者参加制度は、①真実の発見に支障をきたすこと、②無罪推定という大原則に反し、刑事訴訟の構造を根底から覆すこと、③被告人の防御に困難をきたすおそれがあること、④裁判員制度における裁判員への影響（が大きいことなどの理由）から、導入には反対である。」との意見書を公表するなどしてきた。刑事弁護を第一に考える弁護士らからは、被害者参加制度導入後も、同制度に対する批判的・消極的な意見や指摘がなされている（その一例として、奥村回「犯罪被害者と刑事手続—弁護の立場から」刑事手続の新展開上巻116頁）。確かに、刑事弁護の立場と犯罪被害者支援（特に被害者参加弁護士）の立場では、目的において相対立する一面があることは否めないが、互いにそれぞれの立場への理解を深め合うことが望まれる。「実践 犯罪被害者支援と刑事弁護」は、兵庫県弁護士会の関係委員会が企画した書籍であるところ、双方の立場の相互理

解を目指すものとして、まことに興味深いものがある。

日弁連において犯罪被害者支援の活動は脈々と続いており、平成12年以降、各弁護士会連合会や弁護士会と協力して、犯罪被害者支援全国経験交流集会を開催したり、犯罪被害者支援委員会が責任編集者となって年2回ほどの割合で「犯罪被害者支援ニュース」を発刊（毎月刊行の日弁連委員会ニュースに登載）したりしている。また、弁護士白書では、毎年、弁護士の活動状況の一つとして、犯罪被害者支援に関する活動が取り上げられているほか、2015年版には、「犯罪被害者支援の現状と弁護士の役割」という特集まで組まれている。そして、現在では、すべての弁護士会に犯罪被害者支援に関する委員会が設置されている。「犯罪被害者の権利やその尊厳を守る支援活動は、いまや、弁護士にとって重要な活動となっている。」（弁護士白書2015年版28頁）といえよう。

弁護士による犯罪被害者支援には刑事手続に関するものが多い。被害届の提出、告訴、捜査機関からの事情聴取の同行、法廷傍聴付添い、証人尋問や意見陳述の際の付添い、記録の閲覧・謄写、刑事手続における和解（示談交渉を含む。）、被害者参加弁護士としての活動などである。これらの活動による弁護士費用の負担が困難な犯罪被害者らに対し一定額の援助を行うものとして、国選被害者参加弁護士制度のほかに、犯罪被害者法律援助制度がある。この制度は、法律扶助協会が平成13年度から始めたもので、同協会が解散してからは、日弁連の業務となり、平成19年10月から、法テラスに業務委託されて運営されている。この制度を利用できるのは、生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた被害者、その親族、遺族である。資力要件は、国選被害者参加弁護士選定の要件と同じである。この委託援助事業は、日弁連会員の特別会費で賄われている。日弁連では、令和元年11月に公費による犯罪被害者

支援弁護士制度の導入を求める意見書を法務大臣等に提出し、法務省においてその検討会が開催され、令和3年4月にはその論点整理の結果が公表されるに至っている。実現までには予断を許さないものがあるが、注目すべき動きといえよう。

各地の弁護士会による犯罪被害者支援の取組みには、警察、検察庁、自治体等の関係機関との密接な連携のもと、弁護士による無料法律相談の実施や犯罪被害者支援条例制定のサポートなど多岐にわたる活動が行われている。法テラスでも、犯罪被害者支援事業として、法律援助のほか、各種情報提供、被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介などが行われている。

（3）裁判所

裁判所は、刑事手続において、各種の犯罪被害者保護制度の実践が求められる最前線の現場（機関）である。裁判所におけるこれら制度の運用・取組みを知る上で非常に参考になるのが、坪井隆人・吉村勝彦「刑事事件における犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する書記官事務の実証的研究」（裁判所書記官実務研究報告書）（以下、「書記官実務報告書」という。）である。このほか、裁判官が執筆した論稿である、島戸純「犯罪被害者と刑事手続—裁判の立場から」刑事手続の新展開上巻133頁、江見健一「証人等の保護」実例刑事訴訟法Ⅱ268頁、三村三緒「被害者参加」同285頁、蛭田円香「損害賠償命令」同300頁も参考になる。以下、主だった制度の運用の一端について、これらの書籍等を参考にし、かつ、筆者の経験も踏まえながら、紹介したい。

一つ目は、公判手続における被害者特定事項の秘匿についてである。裁判所が秘匿の決定をした場合、被害者の氏名等に代わる呼称を定めることができる（刑訴規則196条の4）。被害者が一人の場合は「被害者」と、複数の場合は「A」「B」となど定める例が多く、秘匿の決定と同時に定めることもある。被害者特定事項には、被害者の氏名、住所、生

年月日等が典型であるが、事案によっては、被害者の勤務先、通学先、両親の氏名等もこれに該当することがある。これとは別に、性犯罪事件を中心に、逮捕状・勾留状、起訴状等において、被害者の氏名等を匿名化する試みが運用として行われていたが、種々問題が指摘され、立法的解決が相当とのことで、第2の3で述べたとおり、今般の法改正の動きとなっている。

二つ目は、心情に関する意見陳述についてである。意見陳述は、陳述者自身が口頭で行わなければならない（陳述者が用意した書面を読み上げることはかまわない。その場合、その書面を陳述後提出してもらい、これを公判調書に引用する扱いもあり得る。）。したがって、陳述者が用意した書面を被害者参加弁護士や検察官が代読するのは、意見陳述とはいえない。もしそうしたいのであれば、意見陳述に代えて書面を提出させる決定を受け、意見書の提出の方法を採るべきである。意見書が提出されると、通常、裁判長が公判期日においてそれを朗読し又はその要旨を告げることになるが、裁判長の訴訟指揮に基づき、裁判長に代わって被害者参加弁護士や検察官に代読させる扱いは多くみられる。被害者が当初から口頭での意見陳述ではなく、意見書の提出を希望している場合もよくあるが、この場合、意見陳述に代えて書面を提出させる一例として、この方法を採ることができる。なお、意見陳述を行う時期は、証拠調べ手続の終了後、弁論手続に先立って行われることが通例である。証拠調べとは違うが、単なる意見でもなく、量刑の資料となり得ることからすれば、タイミングとして最も適切な場面といえよう。また、この意見陳述の際に、付添い、遮へいの措置やビデオリンク方式を採ることができるが、この運用については、証人尋問の際と同様に考えてよい。

三つ目は、証人の負担軽減措置である証人尋問の際の措置についてである。まず、付添いであるが、付添人としては、証人の親族のほかに、心理カウ-

セラー、学校の先生、警察や検察庁の被害者支援員、証人が被害者の場合の支援弁護士（被害者参加弁護士）などが考えられ、実際にもそうしたケースがある。付添人の席は、証人席のそばが通例である。次いで、遮へいであるが、遮へいの具体的方法は、裁判所が適宜工夫することになる。現在、裁判所で一般的に行われているのは、木製の衝立を設置して相互に相手の姿を見ることができないようにする方法である。被告人との間の遮へいであれば、証人席の被告人側に、傍聴人との間の遮へいもするのであれば、証人席の左右と後方をコの字形のようにして衝立を設置している。後者の方法の場合には、裁判長席から死角になる傍聴席が出てくるため、その範囲の席には傍聴人を座らせないという措置を講じることもある。また、検察官や弁護人から証人席の視線が確保されている必要があるため、検察官や弁護人を法壇側に近いところに席を移動してもらうこともある。遮へいの問題は、証言中だけでなく、証人の入退廷の際にも配慮する必要がある。被告人及び傍聴人が在廷しない状態で証人の入退廷を行えば、遮へいの措置を採る必要はない（実際、そういうやり方をする場合もある。）が、そうでない場合には、証人の動線を考えて遮へいの措置をとる運用が行われている（蛇腹式・アコーディオン式の衝立を利用することが多い。）。遮へいの準備として、裁判官はもとより、検察官や弁護人にも立ち会ってらって、リハーサルを行うこともよくある。少しでも隙間があつてのぞかれるようなことがないように、結構気を遣って作業をしていたことが思い出される。遮へい措置のイメージ図が書記官実務報告書252～253頁にあるので、参照されたい。また、ビデオリンク方式であるが、証人が在席する別室と裁判官等が在席する法廷の双方に、それぞれモニターとカメラを設置し、裁判官等はモニターに映った証人の姿を見ながら、証人はモニターに映った尋問者の姿を見ながら、リアルタイムに証人尋問が行われるという方法が採られている。被告人と傍聴人の双方

との間で遮へいする場合は、被告人及び傍聴人から見ることのできるモニターの電源を切り、かつ、訴訟関係人席のモニターの向きを変えるなどの工夫が講じられている。

四つ目は、被害者参加についてである。被害者参加人が公判期日に出席する場合、どこの席に座るかは、検察官との間で密接にコミュニケーションをとりながら訴訟活動を行うことができるよう、被害者参加弁護士とともに、検察官の隣あるいは後ろに着席する運用が普通である（公判中検察官とメモのやり取りをするなどの工夫例もある。）。遮へいの措置を採る場合の具体的な方法は、被告人と傍聴人の双方との間で遮へいするのであれば、被害者参加人の席の前と傍聴席側にL字型のようにして衝立を設置する方法が多い（そのイメージ図は書記官実務報告書183頁を参照）。被害者参加人の入退廷の場合の工夫や事前の準備については、証人尋問で述べたことがほぼ同様に当てはまる。被害者参加に関するそのほかの運用・取組みについては、第4で述べる。

五つ目は、公判記録の閲覧及び謄写についてである。裁判所が閲覧・謄写をさせ又はさせない措置を採ることの法的性質は、司法行政上の措置であるが、その主体は、条文の文言等からみて、受訴裁判所であると考えられている。閲覧・謄写の申出には、「刑事事件記録等閲覧・謄写票」が利用される。目的欄には「訴訟準備等のため」とか「事件の内容を知りたいため」などと記入することになろう。謄写を認める場合に、謄写した記録を目的外に使用しない旨の条件を付すことがあり、その実効性を担保するため誓約書の提出が求められることもある。平成19年改正法により、閲覧・謄写は原則的にできることとなったが、相当でないとして閲覧・謄写が許可されないものの例としては、被告人らの名誉やプライバシーに係る書類（例えば、身上経歴に関する供述調書、戸籍全部・一部事項証明書、前科調書など）や他の被害者に係る秘匿情報が記載されている書類が問題になろう。

第4 被害者参加をめぐる諸問題

被害者参加制度が始まってから10年以上が経過し、法廷の中に訴訟関係当事者である裁判官、検察官、弁護士・被告人のほかに被害者参加人もいるという光景（これは、筆者のように従前の刑事裁判を担当してきた者からすると、裁判体に裁判官のほか一般市民である裁判員も加わった裁判員裁判に半ば匹敵するようなインパクトのある出来事といっても過言ではない。）も珍しくなくなってきたといえよう。では、実務上、被害者参加制度は順調に定着してきたといえるのであろうか。そもそも導入前から犯罪被害者の関与をどうすべきかについて種々議論があり、そのため、導入後も、現行法が認める関与を更に拡大すべきであるとの意見がある一方、逆に縮小すべきであるとの意見もある。同制度等の見直しの要否が検討された平成19年改正法意見交換会でも、同様な意見が交わされている。立法論はさておき、現行法が定める被害者参加制度の運用をめぐっても、種々議論が尽きない。そこで、被害者参加をめぐる諸問題について、いくつか論じてみたい。

1 問題事例―被害者参加人と被害者参加弁護士・検察官の役割分担

被害者参加人は、一定の場合に、証人尋問や被告人質問、更には事実・法律の適用についての意見陳述ができることは、既に述べたとおりである。被害者参加人本人が証人尋問や被告人質問、更には事実・法律の適用についての意見陳述をして、何も問題がなかったというケースもあろうし、被害者参加人本人が尋問・質問・意見陳述をしたからこそよい結果が出たという、言わば成功事例（謝罪や示談交渉の状況など、被害者参加人が直接経験した事項については、検察官や被害者参加弁護士ではなく、被害者参加人本人が被告人に質問をした方がよく、それでうまくいった事例がよく紹介されている。）といえるケースもあると思う。しかしながら、被害者

参加人本人が行う尋問・質問や意見陳述の中には、問題となるケースも少なからず散見される。筆者の経験でも、被害者参加人本人が被告人に対する質問をしたいということでこれを認めたところ、質問とは名ばかりで、自分の意見を押し付けることに終始していたケースがある。被害感情や処罰感情の高まりから、被告人に対し威圧的な質問を続けるといったケースもよく耳にする。これらの場合に、裁判長が質問を制限する措置を採るのはもちろんである。しかし、このような問題事例に対し、裁判の素人である被害者参加人を責めても仕方ない。被害者参加人の心情を思えば、なおさらである。問題は、被害者参加弁護士や検察官がこのような事態（被害者参加人の暴走？）を招かないようになぜサポートできないかである。これは、被害者参加人と被害者参加弁護士及び検察官の役割分担を再認識することで、よりよい方向に進むような気がしてならない。

被害者参加人と被害者参加弁護士との関係については、被害者参加弁護士は被害者から委託を受けて活動する立場にあり、被告人の弁護人のような固有権は認められていないのであるから、被害者の意向に反して訴訟行為を行うことは許されないと解されている。また、被害者参加制度の趣旨からして、被害者参加人本人が訴訟行為を行うことにこそ意義があるともいわれる。これらのことを前提にして、被害者がやりたいという気持ちを押さえつけて、弁護士自身が自ら質問等を行うことは妥当ではないという考え方が出てくる（例えば、犯罪被害者支援弁護士フォーラム編著「ケーススタディ被害者参加制度損害賠償命令制度」2頁～4頁）。確かに、表向きの理屈はそうした考えでよいかもしれない。しかし、前記のような事態は、被害者参加人本人にとって、自己満足は得られるかもしれないが、客観的にみれば、法廷内で一人完全に浮き上がった存在といった悪印象を与えかねず、かえって逆効果になることは明らかであろう（裁判員裁判であれば、裁判員はこのような状況を見て一斉に気持ちが引いてし

まうことになる。）。あるいは、事前に被害者参加人に対し制度の趣旨や尋問・質問技術などについて説明していたつもりだがという言い分もあるかもしれないが、不測の事態ではなく十分起こり得る事態であるとの認識さえあれば、万全を期して事前に防げる手立てを講じておくべきであろう。そのためには、被害者参加人との事前の十分過ぎるほどの打合せ、話合いの場を持って、こうした事態は被害者参加人にとって決して得にならないことを、分かりやすくかつ粘り強く説いて納得してもらうしかない。他方、検察官も、被害者参加人をサポートする側にいるが、被害者参加弁護士とは異なる立場におり、制度上は、被害者参加人が質問等したい事項について自ら質問等をすることもできるし、場合によっては、被害者参加人の申出に対し不相当との意見を付して裁判所に通知することもできる。もちろん、その前に被害者参加人とのコミュニケーションをとりつつ、被害者参加人の思いや狙いを聴き、どうするのがよいのか説明し、話し合い、説得することがあってもよい。被害者参加弁護士にせよ検察官にせよ、被害者参加人への行き過ぎた配慮（遠慮）は無用ではないか。被害者参加弁護士や検察官の役割としてこのようなことを求めるのは、言うは易しで行うは難しということかもしれないが、裁判官の立場からみると、先ほどのような思いに駆られることは否めない気がする。

2 第1回公判期日前の検察官手持ち記録の開示

犯罪被害者らによる公判記録の閲覧・謄写は、犯罪被害者保護法により、原則的に認められているが、第1回公判期日前の検察官手持ち記録の開示については、これを認める直接の規定はなく、検察官の運用に委ねられている。しいて法的根拠を求めれば、刑事訴訟法47条ただし書になろう。公判で一定の訴訟活動が認められている被害者参加人からすれば、公判を待たず、自分の参加する事件にどのような証拠があるのか、知りたいと思うのは当然である上、適切かつ効果的に訴訟活動をするためにも予め把握

しておく必要があるといえる。このような趣旨から、最高検平成26年通達では、被害者参加人から検察官が請求することとしている証拠の開示を求められたときは、事案の内容、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれの有無・程度等を考慮して相当でないと認める場合を除き、当該証拠の閲覧を認めるなど、弾力的な運用をするよう求めている。そして、最高検部長通知は、検察官請求証拠であれば開示による弊害も少ないことなど、通達の趣旨を説明するとともに、検察官請求証拠以外の手持ち証拠の開示や証拠の謄写を一律に禁止する趣旨ではない（被害者参加弁護士であれば謄写を認める余地はある。）ことも敷衍して説明している。

この運用をめぐる、被害者参加弁護士と検察官との間でトラブルとなることがある。その一例として、筆者が所属している犯罪被害者支援委員会のメンバーの間で話題になっている、「乙1号証問題」を取り上げることとする。乙1号証とは、被告人の身上経歴等に関する警察官調書である。被告人の生い立ち（家族歴、学歴など）や家族状況、職歴、病歴、犯罪歴などについて被告人が供述した内容をまとめた供述調書である。たいていの場合、検察官はこれを証拠請求する。これの開示に対する検察官の対応が統一されておらず、開示を認めない検察官もいることから、委員の間でその対応についてけしからんと問題視する意見が出ている。検察官とすれば、前記通達にある「関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ」を考慮して開示は相当でないと判断したのではないかと推察できる。運用にばらつきがあるという点はさておき、いささか気になったのは、乙1号証の開示を求める理由、言い分についてである。被告人の身上経歴は被害者がどうして事件を起こしたのかを知る上で最も関心のある事柄である、これが分からないと、被害者参加人としては、被告人質問をするにも、更には意見陳述で量刑意見を述べるに当たっても、十分なことができなくなる

などという点である。この理由や言い分は、別に当職の所属している委員会のメンバーだけが指摘しているわけではなく、犯罪被害者支援に関する文献でも散見される（例えば、第一東京弁護士会犯罪被害者に関する委員会「犯罪被害者支援実務ハンドブック」39頁）。被害者が被告人の身上経歴を知りたいという思いは分からないではない。しかし、その思いと被告人のプライバシーとの兼ね合いをどうみるのかがポイントである。前記通達にある「関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ」を考慮するのは、そういう趣旨であろう。被害者が知りたいと思うものは何でも開示すべきであるというのは、極論であって、開示が相当でないものもあると考えるべきであろう。そうでないと、被告人の前科調書や前科に係る判決書謄本、そして戸籍全部・一部事項証明書も、更には、併合されている他の被害者の関係の証拠までもが、開示すべきだということになりかねない。現に、前記文献の中には、他の被害者に関する証拠も、自分の事件との共通性、一連の事件における自分の事件の位置づけなどを知る上で、粘り強く開示を求めていくのがよいとする考えが示されている（前掲「ケーススタディ被害者参加制度 損害賠償命令制度」84頁）。それから、被害者参加人が量刑意見を述べるに当たって被告人の身上経歴が必要であるという論法は、いかがなものだろうか。というのは、後に述べるように、被害者参加人は第2の検察官ではないのであって、被告人の身上経歴や犯罪歴、更には余罪についてまで把握した上で量刑意見を述べることなど求められていないし、許されていないのではないかと考えるからである。被害者らを支援する立場からできるだけ被害者のことを考えて主張しよう、検察官と交渉しようとする姿勢を毛頭否定するつもりはないが、問題の本質を見極め、どこまでが限界なのかを知ることが大切ではないかと思う。なお、この問題は、第3の(3)で言及した公判記録の閲覧・謄写についても、波及するものといえよう。

3 公判前整理手続への参加

被害者参加人や被害者参加弁護士が公判前整理手続期日に出席できるとする規定はない。しかし、出席できるようにすべきであるという意見が被害者保護の立場から根強くあり、被害者参加制度導入時からずっとこの関係の議論が続いている（平成19年改正法意見交換会でも議論されている。）。これは、法改正を求める立法論であるが、運用上もこの趣旨を考慮してみるべきであるとの意見もあるので、言及することとする。

積極論が指摘する理由は、①自分の知らないところで手続が進むことにより、被害者は疎外感を抱き苦しむものである、裁判所がどのように争点を整理し、どういう理由で証拠の採否をしたのかなどにつき、直接見聞きして納得することが重要である、②被害者参加人が公判で訴訟活動をするためにも、公判前整理手続の内容について直接見聞きして知っておくことに意義がある、③審理計画や公判期日の指定などについて、被害者参加人の考えや都合を直接反映させるという意味もあるなどというものである。しかし、公判前整理手続は、裁判官、検察官及び弁護人による率直な意見交換を通じて争点及び証拠の整理をし、審理計画を策定する非公開の場である。被告人は訴訟の当事者であり、公判前整理手続期日に出頭することができるし、必要なときには出頭を求められることがある（刑訴法316条の9）。これに対し、被害者参加人は、公判で一定の訴訟活動が認められているとはいえ、訴訟の当事者ではない。このような法的地位にある者が、公判前整理手続に参加できる、そうすべきであるというようなことは、どう考えても無理である。立法論としても、被害者参加制度そのものの見直しを抜きにしてということであれば、やはり無理である。現行の制度を前提とする限り、被害者参加人は、検察官から公判前整理手続の状況について具体的かつ詳細に報告・説明を受けて、その状況を把握し、進行について要望や意見があるならば、検察官にその旨を伝え、場

合によっては検察官と協議をし、その意を受けた検察官を通じて、公判前整理手続においてしかるべき対応をしてもらうということになろう。公判期日の指定についても、検察官に自己の都合や希望を述べ、検察官からそれを裁判所に伝えてもらうことになる。結局のところ、上記①から③のような点については、被害者参加人と検察官とが密接にコミュニケーションをとって、打合せや情報交換を重ねることで賄うしかないのではない。最高検平成26年通達でも、公判前整理手続の関係で指示が出ているが、このような理解のもとで考えるべきであろう。裁判所も、被害者参加人の出席を認めないからといって、その意見や都合を軽視するようなことは決してしないのであって、そこは信頼してほしいものである。なお、裁判所が、検察官の申入れにより、公判前整理手続期日に被害者参加弁護士の傍聴あるいは事実上の立会を認めたという事例があるようであるが、傍聴についても、法の予定しているところではないと考えるべきであり（前掲三村290頁同旨）、これを一般化することには賛同しかねる。ただ、公判前整理手続という公式の場ではないところで、裁判官、検察官、弁護人、そして被害者参加弁護士が顔合わせの場を持つということはあってもよい。被害者参加人もいずれ裁判の構成メンバーになることは違いないのであるから、顔合わせをする意義はそれなりにあろう。しかも、その際に、被害者参加弁護士から公判進行に当たっての一般的な要望や意見を裁判所に直接述べるくらいはできよう（前掲「ケーススタディ被害者参加制度 損害賠償命令制度」75頁には、公判前整理手続の期日の1時間前に裁判官、検察官、弁護人、被害者参加弁護士の四者で協議の場を持った事例が紹介されている。）。

4 意見陳述

被害者参加人が心情に関する意見陳述を行い、かつ、事実・法律の適用についての意見陳述を行うことは、法律上認められており、実際、その例が多い

ことは第3の実施状況で見てきたところである。重複だからどちらかに絞るべきだとする意見もあるが、意見陳述の性格が違うのであって、これは相当ではない。ただ、實際上、心情に関する意見陳述と事実・法律の適用についての意見陳述が、内容的にも分量的にもほぼ同じであるというようなケースがあるとすれば、これは重複であることは明らかであり、裁判長から後者の意見陳述について制限がかかることは致し方ないところであろう。

意見陳述をめぐる裁判所の訴訟指揮に問題があるのではないかと、筆者の所属する委員会のメンバーの間で、問題提起がなされたことがある。被害者参加人が心情に関する意見陳述や事実・法律の適用についての意見陳述を行うに当たり、あらかじめそこで読み上げる書面を用意していることがあるところ、裁判所から事前にその書面の写しの提出を求められたが、このようなことは事前検閲であり、問題ではないかというものである。このようなことは明文の規定があるわけではなく、あくまで運用上の問題であるが、これは、意見陳述の制限について公判でばたばた混乱することを避けるため、その可否を事前に検討しておこうという配慮に出たものであって、裁判長がその趣旨をきちんと説明すれば誤解は解けたのではないかと思われる（前掲「犯罪被害者支援と刑事弁護」70頁は同旨か）。こうした対応は決して例外的なものではなく、筆者も、心情に関する意見陳述について被害者において陳述予定の書面の事前提出をしてもらった経験がある。

事実・法律の適用についての意見陳述は、「訴因として特定された事実の範囲内」でのみ許されるのは、被害者参加人には訴因設定権がないことからすれば、当たり前のことといえよう。よく例に挙がるのは、傷害致死で起訴された事件について、被害者参加人が、「自分としては、証拠上被告人には殺意があったと認めるべきであり、殺人罪で処罰してほしい。」などと陳述するケースであり、これは訴因の範囲を超えたものとして許されない。ところで、

訴因の範囲というのは、事実に関する主張だけでなく、量刑に関する意見にも妥当する。ここでいう「訴因」とは、被害者参加人が参加している事件を意味するのであるから、併合審理されている他の同種被害者の事件のことも併せて量刑に関する意見を述べることは、同様に許されるものではない。これは、参加が許されているのは当該被害者の被告事件についてであり、被害者参加人ができる訴訟活動は、自ずと当該事件に係るものに限られるということから説明すること（平成19年改正法解説120頁）もできよう。また、被害者参加人の事実・法律の適用についての意見陳述については、検察官の論告・求刑との違いに気をつけなければならない。検察官は、被害者のことを考えながらも、公益の代表者としての立場から、被告事件について事実及び法律の適用について意見を陳述し、求刑をするのに対し、被害者参加人のここでの意見陳述は、事件の当事者として特別の地位を認められた者の立場から行うものである（平成19年改正法解説113頁）。同じ量刑に関する意見といっても、考慮すべき事情は自ずと違う。犯情、一般情状いずれについても、検察官は、被害者に関わる事柄だけでなく、それ以外の事柄（被告人に関わるものや一般予防など）も含めて考慮している。被告人に有利に酌むべき事情についても考慮することがある。これに対し、被害者参加人は、犯情、一般情状いずれについても、自分自身に関わる事柄を踏まえて意見を述べればよく、また、そうすべきである。この意見陳述を被害者の論告とすることがあるが、決して検察官の論告と同じものではない。被害者参加人は第2の検察官ではないのである。ここを誤解してなされる意見陳述があるとすれば、やはり裁判長から制限がかかることになるであろう。なお、前掲「ケーススタディ被害者参加制度 損害賠償命令制度」85～86頁では、「参加人は、参加を許可された事件だけではなく、ほかに併合審理される犯罪がある場合には、併合審理される全ての犯罪を考慮し、併合罪による法定の加重をし

た刑期の範囲内で求刑することが許されるようにすべきです。そして、そのためには、起訴された全ての犯罪について、参加の手續が認められ、訴訟行為が認められるべきです。」と論じているが、これは、被害者参加人が陳述できる量刑意見について、更には、被害者参加人に認められている訴訟行為についての現行法の理解を逸脱するものであり、解釈論として到底賛同できるものではない。立法論としても、被害者参加制度そのものの見直しを抜きにしてということであれば、無理な立論である（同書が述べている事柄は、平成19年改正法意見交換会において、既に議論済みのものである。）。

このようにみえてくると、被害者参加人の事実・法律適用についての意見陳述は、被害者の視点からの意見というところに重要な意義があるのであって、検察官の論告・求刑とは別に行うにしても、検察官の論告・求刑と張り合うようなものではないし、内容的にもポイントを絞って行った方がずっとよい。裁判所からみても、被害者参加人の意見陳述としては、事実・法律適用についての意見陳述の意義を決して軽視するわけではないが、心情に関する意見陳述の方が、量刑資料になるということもあるが、被害者の心情等に触れるインパクトの大きさからして、より効果的であるように思われる。双方の意見陳述をする場合には、心情に関する意見陳述の方に力点を置き、メリハリをつけて行うことをすすめたい。

5 被害者参加人保護のための遮へい

被害者参加人のために遮へいの措置を採ることができること、その具体的な方法として、被害者参加人の席の前と傍聴席側に木製の衝立を設置するという運用がなされていることは、既に述べたとおりであるが、筆者は、現在行われているこのやり方には、かねてから疑問を抱いている。この運用は、それ以前から行われていた証人保護のための遮へいのやり方をならったものである。証人保護のための遮へいに使われる衝立を被害者参加人のためにも流用

していることから明らかである。証人保護のための遮へいとしてこのような衝立を設置するというのは、いささか仰々しいところがないではないが、尋問を受ける証人にとっては、被告人や傍聴人から物理的にしっかりガードされているという安心感を抱かせるものであり、有効な手立てであるといえよう。しかし、被害者参加人にとっては、被告人や傍聴人の目からガードされているという安心感はあるかもしれないが、それよりも、前方と傍聴席側には背の高い衝立があり、後方には法廷の壁があり、開放されているのは頭上と法壇側だけというこのセッティングは、余りにも息が詰まる空間に身を置くことになり、決して居心地のよい場所とはいえないのではないか。被害者参加ということで法廷に出席し、自分の席に座ってはみたものの、一人法廷の半ば閉ざされた空間にいることを余儀なくされ（法壇側に顔を寄せていかないことには、視界が遮られ、バーの内側の光景、言い換えれば、法廷内で行われている訴訟関係人の行為等をほとんど見るができない。）、下手するとかかなりの疎外感や圧迫感を抱かせているのではなかろうか。実際このような遮へいの仕方では裁判をしてきた筆者の経験からすると、こうした思いに駆られ、危惧せざるを得ないところである。この遮へいの仕方は、被害者参加人の立場からだけでなく、裁判の運営という点でも問題があるように思う。被害者参加人が普通に座っていると、裁判長の席からは、実は、衝立のため死角となり、被害者参加人がどのような表情をしているのか、どのようなしぐさをしているのかを見ることができないのである（被害者参加人のこうした表情や様子を見ることができるのは、検察官に近い席にいる陪席裁判官だけである。）。弁護人の席からも同様であろう。まるで被害者参加人のいる空間はブラックボックスのようなもので、どう見ても異様である。被告人と傍聴人との間で相互に認識できないようにということで講じられたものの、このような遮へいの仕方は、その程度が過ぎていて、問題が多々

あるというほかない。しかも、証人尋問の際の遮へいとは違い、この状態が、被害者参加人が入廷してから退廷するまでの間、すなわち、開廷時間中ほとんど続くことになるだけに、やっかいである。当初は、証人のための遮へいの仕方を被害者参加人のためにも流用するということは、便宜上やむを得ないことであったと思うが、今も延々とこの遮へいの仕方が続けられているとなると、問題提起をせざるを得ない。

ところが、このような遮へいの仕方について、被害者参加人から不満や問題視する声を耳にしたことはない。裁判所から被害者参加人に直接確かめることははばかれるところ、担当の検察官や被害者参加弁護士からも、被害者参加人のこうした声を伝え聞くことはない。これが、実に不思議である（筆者の全くの思い過ごしであろうかと不安になる。）。被害者参加人からこうした声が本当に出ていないとしても、それは、被害者参加人において、遮へいとはこういうものだと思われて納得し、あきらめているからではないだろうか。検察官や被害者参加弁護士は、この点について問題意識を持って、被害者参加人の本音をもっと吸い上げ、明らかにできないものかと思う。刑事裁判に関与したいという被害者参加人の思いは、公判出席等という形だけの権利の実現でよしというわけではなからう。被害者を支援する弁護士らは、刑事裁判における関与としてのこのような実情をなぜもっと問題視しないのであろうか。確かに、裁判所に対し、こうした方法の改善を求めても、すぐに実効ある改善がなされる見込みはないかもしれない。裁判所としても、改善をしようにも、ほかに代替策をすぐに講じられるわけではない、特に、予算的な措置も必要になるといったことから、消極的な対応をとってくるのが予想される。ここは、被害者の声を大にして、数々の犯罪被害者保護制度を獲得してきたあの熱き思いの出番ではなからうか。被害者参加人の真の刑事裁判関与を目指して、国に対し、上記遮へいの現状に対する問

題を指摘し、その改善のため、よりよい遮へいの在り方を検討し、実行に移すようにとの施策を講じるよう求めていってはどうか。

どのような遮へいの仕方がよいのか具体的に対案を持っているわけではない。上記の問題を解消できるような新たな遮へいの仕方を研究し、開発し、そして実行に移せることができればと思っている。なお、仮に、今の木製の衝立による遮へいを継続するにしても、運用の面での改善の余地はあるように思う。被害者参加人の保護のためのビデオリンク方式は認められていないが、遮へいの仕方の工夫として、このビデオリンク方式を応用することができるのではないか。同じ法廷内ではあるが、ブラックボックス化している被害者参加人の席と訴訟関係人の席とをビデオリンクシステムでつなぐのである。具体的には、被害者参加人の席（例えば、遮へいの衝立上部）にカメラを設置して、被害者参加人の表情やしぐさを撮影して、これを訴訟関係人のモニターに映し出し、他方、法廷内のしかるべき場所にカメラを設置して、法廷内の様子を被告人の姿が見えないように撮影して、これを被害者参加人のモニターに映し出すのである。こうすれば、被害者参加人は、閉ざされた空間にいながら、耳だけでなく目でもって法廷内の様子を知ることができ、また、裁判官や弁護人も、モニターを通じて、死角にいる被害者参加人の様子を知ることができるのではないか。抜本的な対策には時間がかかるであろうから、とりあえずは、現状の遮へいの仕方を前提にして、こうした改善策をとることを目指すのもよいように思う。

第5 終わりに

以上、犯罪被害者保護制度の歩みをみてきたが、その諸制度は、概ね順調に運用され、犯罪被害者保護の趣旨に資するものとなっているといえよう。しかし、被害者参加制度については、運用上いくつかの問題があり、この制度の担い手である法曹関係者

は、問題の所在を認識し、あるべき姿に向かって、見直しや改善に努めてもらいたいものである。筆者は、犯罪被害者保護制度の最前線である刑事裁判を離れて7年になり、その後の刑事裁判の実情を直に見聞きたことはなく、また、弁護士会の犯罪被害者支援委員会に所属してはいるものの、実際に弁護士として犯罪被害者支援の活動に携わったことは未だない。したがって、最近の運用の実態を正しく認識しているのかと言われれば、そうでないおそれを否定できない。そういう意味では、これまで指摘してきた問題については、場合によっては既に解消されている、あるいは、筆者が曲解しているだけというようなことであるかもしれない。そうであれば、元裁判官・未熟な弁護士のたわごととご容赦いただきたい。逆に、筆者の指摘した問題とその考えが一部でも当を得たものであるというならば、本稿を論じた甲斐があったことになり、幸いに思う。

以上

【参考文献】

本稿執筆に当たり参考にした文献（書籍・論稿）は、以下のとおりである（本文中に引用したものも含む。）。

1 改正法に関する解説

- ① 松尾浩也編「逐条解説・犯罪被害者保護二法」（H13 有斐閣）
- ② 最高裁判事局監修「平成19年・平成20年の犯罪被害者等保護関連改正法及び改正規則の解説」（H21.4 法曹会）

白木功ほか「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の解説」（同書1頁～251頁）平成19年改正法関係

白木功ほか「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律の解説」（同書253頁～314頁）平成20年改正法関係

斎藤啓昭ほか「最高裁判所規則の解説」（同書315頁～400頁）

- ③ 中村功一ほか「『犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律』及び『犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第5条第1項の資産及び基準額を定める政令の一部を改正する政令』の解説」（法曹時報66巻2号265頁～）平成25年改正法関係

- ④ 吉田雅之「一問一答 平成28年刑事訴訟法等改正」（H30.6 商事法務）

- ⑤ 酒巻匡編「Q & A 平成19年犯罪被害者のための刑事手続関連法改正」（H20.11 有斐閣）

同書には、椎橋隆幸「犯罪被害者等の刑事裁判への参加」及び川出敏裕「損害回復のための刑事手続の成果の利用」の論稿が所収されている。

- ⑥ 岡村勲監修「犯罪被害者のための新しい刑事司法 解説 被害者参加・損害賠償命令・被害者参加弁護士・犯給法（第2版）」（H20.10 明石書店）

- ⑦ 高井康行ほか「犯罪被害者保護法制解説（第2版）」（H21.11 三省堂）

2 その他

- ⑧ 江見健一「証人等の保護」（「実例刑事訴訟法Ⅱ」256頁～ H24.10 青林書院）
- ⑨ 三村三緒「被害者参加」（同書285頁～）
- ⑩ 蛭田円香「損害賠償命令」（同書300頁～）
- ⑪ 大谷晃大「犯罪被害者と刑事手続—検察の立場から」（「刑事手続の新展開上巻」101頁～ H29.9 成文堂）
- ⑫ 奥村回「犯罪被害者と刑事手続—弁護の立場から」（同書116頁～）
- ⑬ 島戸純「犯罪被害者と刑事手続—裁判の立場から」（同書133頁～）
- ⑭ 兵庫県弁護士会「実践 犯罪被害者支援と刑事弁護」出版委員会編著「実践 犯罪被害者支援と

刑事弁護」(H27.7 民事法研究会)

同書には資料として最高検平成26年通達及び最高検部長通知が掲載されている。

- ⑮ 犯罪被害者支援弁護士フォーラム（VSフォーラム）編著「ケーススタディ 被害者参加制度・損害賠償命令制度―被害者に寄り添った活動の実践のために―（2訂版）」(H29.9 東京法令出版)
- ⑯ 第一東京弁護士会犯罪被害者に関する委員会「犯罪被害者支援実務ハンドブック～被害者参加, 損害賠償命令を中心に～（補訂版）」(H30.10 東京法令出版)
- ⑰ 坪井隆人・吉村勝彦「刑事事件における犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する書記官事務の実証的研究」（裁判所書記官実務研究報告書 R2.6 司法協会）
- ⑱ 吉村真性「刑事手続における被害者参加論」（R2.2 日本評論社）
- ⑲ 弁護士白書2015年版「特集 犯罪被害者支援の現状と弁護士の役割」

